

市内で頑張る農業者を応援します！

菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金のご案内

電気、燃料等の価格が高騰し、厳しい経営状況にある地域農業の担い手を支援するため、省エネルギー効果が見込まれる農業用機器等への設備投資を支援します。

～補助金の概要～

【対象となる方】 次のすべての要件に該当する農業者

- 1 菊川市内に住所又は主たる事業所を有している者
- 2 菊川市の認定を受けている認定農業者又は認定新規就農者
- 3 市税を滞納していない者

【補助対象事業】

- ◆ 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な
農業用機械の購入又は更新

＜対象例＞
耕うん機、管理機、定植機、自走式草刈機、防除用機械、収穫調整用機械、
農畜産物保管用機械、家畜飼養管理機械、スマート農業用機械 など
- ◆ 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な
農業用施設の照明設備の更新(LED化)
- ◆ 空調設備を有する農業用施設(ハウス)に設置する
遮光・遮熱資材の購入又は更新、被覆資材(ガラス等)の更新

【補助率・額】 補助対象経費から消費税を除いた額の
10分の3以内(上限額30万円)

【申請受付期限】 令和6年1月31日(水)まで
※ただし、令和6年2月29日までに事業を完了すること。

【申請方法】 以下の①～⑤を農林課へ提出(持参・郵送・メール等)



市ホームページ

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④実施予定事業に係る経費の見積書
- ⑤省エネルギー効果の根拠が示されたカタログ等

【申請・問合せ先】 〒439-8650 菊川市堀之内61番地
菊川市役所 農林課 農業振興係
電 話:0537-35-0938
メール:nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp